

会津若松市住宅用太陽光発電システム導入初期費用ゼロ推進補助金交付要綱

(令和6年6月1日 決裁)

(令和7年3月31日 決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内における再生可能エネルギーの普及促進を図るため、事業者が行う住宅用太陽光発電システムの設置に係る初期費用が不要なサービスを提供する事業に要する経費に対し、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和4年3月30日付け環政計発第2203301号、）に基づき予算の範囲内において補助金を交付するものとし、会津若松市補助金等の交付等に関する規則（平成4年会津若松市規則第1号。以下「規則」という）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助対象事業者 第9条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた者
- (2) 国実施要領 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和4年3月30日環地域事発第2207012号）をいう。
- (3) 住宅 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第2条第1項に定める住宅をいう。
- (4) 太陽光発電設備 太陽光を電気に変換する設備であって、太陽電池モジュール、パワーコンディショナー（太陽電池モジュールが発電した直流電力を住宅で利用できる交流電力に変換する設備をいう。）その他これらに付随する設備で構成されるものをいう。
- (5) 蓄電池 電池部とパワーコンディショナー等の電力変換装置から構成される機器であり、全体を一つのパッケージとして取り扱うものであり、太陽光発電設備によって発電した電気等を蓄電するものであって、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備をいう。
- (6) 太陽光発電システム 太陽光発電設備又は太陽光発電設備及び蓄電池により構成される設備をいう。
- (7) リース 契約の名称にかかわらず、利用者が希望する設備を事業者が代わりに購入して当該利用者に使用させ、その代金を設備の販売会社に支払い、利用者からは購入代金（元本）に金利等の諸経費を加えたものを設備使用の対価として回収するものであって、契約期間中の中途解約が原則禁止されているものをいう。
- (8) 電力販売 太陽光発電システムの所有者である事業者が、住宅に太陽光発電システムを当該事業者の負担により設置し、太陽光発電システムから発電された電気を当該住宅所有者に販売するものをいう。
- (9) 屋根借り 太陽光発電システムの所有者である事業者が、住宅所有者から太陽光発電事業用として当該住宅の屋根を一定期間借り受けた上で太陽光発電システムを当該事業者の負担により設置し、当該住宅所有者に対し当該屋根の使用料を支払うものをいう。

いう。

- (10) 割賦販売 購入者から商品若しくは権利の代金を、又は役務の提供を受ける者から役務の対価を分割して受領すること（購入者又は役務の提供を受ける者をして販売業者又は役務の提供の事業を営む者の指定する銀行その他預金の受入れを業とする者に対し、分割して預金させた後、その預金のうちから商品若しくは権利の代金又は役務の対価を受領することを含む。）を条件として商品若しくは権利を販売し、又は役務を提供することをいう。
- (11) 初期費用ゼロサービス 住宅所有者が負担する初期費用が不要であるリース又は電力販売による太陽光発電システムを設置するサービス（屋根借り及び太陽光発電システムの販売（割賦販売を含む。）に係るものを除く。）をいう。
- (12) サービス料金 住宅所有者と初期費用ゼロサービスを提供する事業者との間で締結された初期費用ゼロサービスに係る契約に基づいて支払われる対価をいう。
- (13) 登録事業プラン 会津若松市住宅用太陽光発電システム導入初期費用ゼロ推進補助金事業プランの登録に関する要領（令和6年6月1日決裁）第10条により登録された初期費用ゼロサービスをいう。
- (14) 処分制限期間 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第一から別表第八までに定める耐用年数をいう。
- (15) 脱炭素先行地域 環境省により認定された本市の脱炭素先行地域づくり事業における、同事業の対象として選定された地域をいう。
- (16) 会津エネルギーアライアンス 本市において、相互の連携と協力を促進し、相互の成長と競争力の向上を図るとともに、会津産再生可能エネルギーの地産地消、自立分散型電源の確立と、エネルギーマネジメント普及などの効率的なエネルギー利用を推進すること、会津地域の課題解決に貢献する活動を行うことで、将来にわたって持続力と回復力のある力強い会津地域社会と、安心して暮らすことのできるまちづくりを実現することを目的とした企業、団体及び再生可能エネルギー利用者で構成される枠組をいう。

（補助金の交付対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 法人（国及び法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に規定する公共法人を除く。）であること。
- (2) 会津エネルギーアライアンスに加盟又は加盟申請していること。ただし、補助金交付申請時において、加盟申請中である申請者は交付決定までの間に加盟していること。
- (3) 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (4) 過去6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。
- (5) 次の申立てがなされていないこと。

ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条に基づく破産手続開始の申立て

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立て

ウ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に基づく再生手続開始の申立て

- (6) 債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売開始決定がなされていないこと。
- (7) 補助対象事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること（債務超過の状況にないこと。）。
- (8) 本市の市税を滞納していないこと。
- (9) 市長が措置する指名停止期間中の者でないこと。
- (10) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (11) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）ではないこと及び法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- (12) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていないこと。
- (13) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していないこと。
- (14) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

（補助対象事業）

第 4 条 この補助金の交付対象となる事業は、登録事業プランにより太陽光発電システムを脱炭素先行地域に設置し、次の各号に掲げる要件を満たす事業（以下「補助対象事業」という）とする。

- (1) 設置する設備について、国実施要領別紙 1 の 2 ア(ア)及び 2 イ(エ)並びに別表 1 に掲げる要件を満たしていること。
- (2) 住宅所有者と登録事業プランを提供する事業者との間で締結された登録事業プランに係る契約について、別表 2 に掲げる要件を満たしていること。
- (3) 太陽光発電システムを設置する住宅において、次条第 1 項各号で定める補助対象事業の経費に関して、本要綱で定める補助金以外の一切の補助金又は助成金の交付決定を受けていないこと（予定も含む。）。
- (4) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）に基づく固定価格買取制度（FIT）の認定又は FIP(Feed in Premium)制度の認定を取得しないこと。
- (5) 補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について J-クレジット制度への登録を行わないこと。
- (6) 住宅への太陽光発電システムの設置工事に着手していないこと。ただし、建売住宅

の場合には、新たな住宅所有者が建売住宅供給者等から住宅の引渡しを受けていないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助対象となる経費は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 設備費 補助対象事業の実施に必要な補助対象設備の購入及び製造等に要する経費
- (2) 設置工事費 補助対象事業の実施に必要な補助対象設備の設置に要する経費（設計費、工事費等）

2 費用効率性（交付予定額を処分制限期間の累計CO₂削減量で除した値）が25万円/t-CO₂を超える部分については、補助対象経費から除外する。

(補助金の額)

第6条 補助金の交付額は、予算の範囲内において、太陽光発電システムの導入に係る補助対象経費に3分の2を乗じた額（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）とし、上限額を2,599,000円とする。

(交付の申請)

第7条 規則第4条第1項の規定による交付の申請は、交付申請書（第1号様式）に別表3に定める関連書類を添えて、事業を実施する年度の10月末（当該期日が会津若松市の休日を定める条例（平成元年会津若松市条例第40号）第1条に基づく休日に当たる場合は、その日以降の休日ではない日。以下同じ。）までに、市長に提出して行うものとする。

(事前着手)

第8条 補助金申請者は、補助金の交付決定前に事業を実施した場合は、補助金の交付を受けることができない。

2 前項の規定にかかわらず、補助申請者は、やむを得ない事由により、補助金の交付決定前に事業を実施しようとする場合は、着手前に事前着手届出書（第2号様式）を市長に提出しなければならない。

3 前項の場合において、補助申請者は、交付決定を受けるまでの期間（交付決定がなされなかった場合も含む。）に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了承した上で当該事業に着手するものとする。

(交付の決定等)

第9条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、その結果について、交付決定指令書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する審査に際し、必要があると認めるときは、補助金申請者に対し、必要な報告若しくは書類の提出を求め、又は現地調査を行う等により、その内容に関し調査を行うことができる。この場合において、補助金申請者は、当該調査に協力しなければならない。

(交付の条件)

第10条 規則第6条第1項第1号に規定する市長の定める軽微な変更は、補助対象事業の内容の変更（当初事業目的を変更しない範囲のものに限る。）で、補助金の額に変更を生じないものとする。

- 2 規則第6条第1項第1号の規定による変更の申請は、事業変更等承認申請書（第4号様式）により行うものとする。ただし、事業費は当初の交付決定額を上限とし、変更に伴う増額は原則として認めないものとする。
- 3 規則第6条第1項第2号の規定による中止又は廃止の申請は、中止（廃止）承認申請書（第5号様式）により行うものとする。
- 4 前2項の申請に対する承認は、事業（変更・中止・廃止）承認通知書（第6号様式）により行うものとする。この場合、市長は、交付の決定を取り消し、又は変更することができる。
- 5 前項の規定による取消し又は変更を行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

（申請の取下げ）

第11条 規則第8条第1項の規定による申請の取下げは、交付決定の通知があった日から30日を経過した日までに交付申請取下書（第7号様式）により行うものとする。

（事故報告）

第12条 補助金申請者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに事故報告書（第8号様式）を市長に提出し、市長は、指示書（第9号様式）により必要な指示をするものとする。

（実績報告）

第13条 規則第13条の規定による実績報告は、補助対象事業の成果を記載した実績報告書（第10号様式）に別表4に定める関連書類を添えて、事業完了の日から1か月を経過した日又は補助対象事業を実施する年度の12月末日までに行わなければならない。

（補助金の額の確定等）

第14条 規則第14条の規定による通知は、確定通知書（第11号様式）により行うものとする。

（補助金の交付等）

第15条 補助対象事業者は、補助金の支払を受けようとするときは、交付請求書（第12号様式）を速やかに市長に提出しなければならない。

（地元事業者の活用）

第16条 補助対象事業者は、設置又は改修工事若しくは設置後の維持管理又は改修等工事の施工にあたり、第三者に委託する場合には、可能な限り市内に本店又は営業所のある事業者に委託するよう努めなければならない。

（財産の処分の制限等）

第17条 補助対象事業者は、補助対象事業により取得し又は効用の増加した次の財産について市長の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供してはならない。

(1) 太陽光発電設備

(2) 蓄電池

- 2 規則第18条ただし書に規定する財産の処分の制限を適用しない、市長が特に必要と認める場合は次のとおりとする。

- (1) 処分制限期間を経過した場合
- (2) 登録事業プランに係る契約終了後に、補助対象事業者から当該契約により太陽光発電システムが設置されている住宅の所有者に所有権が移転する場合
- 3 第1項の承認を受けようとするときは、理由を記載した財産処分等承認申請書（第13号様式）を市長に提出して行うものとする。
- 4 前項の申請に対する承認は、書面により行うものとする。
- 5 補助対象事業者は、第1項に規定する財産を善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

（契約解除の制限）

第18条 補助対象事業者は、登録事業プランに係る契約を解除しようとする場合は、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

- 2 補助対象事業者は、前項の承認を受けようとするときは理由を記載した契約解除承認申請書（第14号様式）を、市長に提出するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による申請を受け、第1項の承認をしようとするときは、当該申請をした補助対象事業者に対し、必要であると認める場合には、補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を請求するものとする。

（立入検査等）

第19条 市長は、必要があると認めるときは、補助対象事業者から報告若しくは資料の提出を求め、又は本市職員にその事務所、事業所等に立ち入らせ、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させるものとする。

- 2 市長は、前項の検査等の結果、必要があると認めるときは、補助対象事業者に対し改善その他必要な措置を講ずるよう指導することができる。

（書類の整備等）

第20条 補助対象事業者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等の証拠書類を整備し、かつ補助金の交付を受けた年度の翌年度から10年間又は第17条に定める処分制限期間のいずれか長い期間が経過するまで保存し、市長から求めがあったときは、いつでも閲覧に供さなければならない。

（アンケート調査等への協力）

第21条 補助対象事業者は、市長が補助対象事業の効果を把握するため、補助対象事業終了後に行うアンケート調査等並びに太陽光発電システム等の普及促進を図るために市長が実施する取組に協力するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助対象事業者から報告された内容及び補助対象事業の結果について公表することができる。

（委任）

第22条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表1（第4条関係） 補助対象設備の要件

太陽光発電設備	1 住宅所有者と登録事業プランを提供する事業者との間で登録事業プランに係る契約が締結され、設置工事が行われるものであること。 2 太陽光発電設備の設備費及び設置工事費の合計額の発電出力（キロワットを単位とし、太陽電池モジュールの日本産業規格等に基づく公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力合計値のいずれか低い方をいい、小数点以下を切り捨てる。）の1キロワット当たりの単価が400,000円未満であるもの。 3 補助対象事業で設置する太陽光発電設備が、会津若松市住宅用太陽光発電システム導入初期費用ゼロ推進補助金事業プランの登録に関する要領の要件を満たしていること。
蓄電池	1 住宅所有者と登録事業プランを提供する事業者との間で登録事業プランに係る契約が締結され、設置工事が行われるものであること。 2 補助対象事業を実施する住宅において、新たに登録事業プランで設置する太陽光発電設備で発電された電力の全部又は一部を、補助事業で設置する蓄電池に充電するとともに充電した電力を当該住宅で消費することが可能であること。 3 蓄電池の設備費及び設置工事費の合計額の蓄電池の定格容量（キロワット時を単位とし、小数点以下第2位以下を切り捨てる。）の1キロワット時あたりの単価が200,000円未満であること。 4 補助対象事業で設置する蓄電池が、会津若松市住宅用太陽光発電システム導入初期費用ゼロ推進補助金事業プランの登録に関する要領の要件を満たしていること。

別表2（第4条関係） 登録事業プランに係る契約の要件

リースの場合	1 リースを行う補助対象事業者に対して補助金が交付された上で、補助金の交付額相当分がサービス料金から控除されるものであること。 2 サービス料金から補助金の交付額が控除されていること及び補助事業により導入した設備について処分制限期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を備えること。 リース期間が処分制限期間よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、処分制限期間満了まで継続的に使用することを担保すること。 3 太陽光発電システムが設置される住宅の所有者に対して、補助金
--------	--

	の交付申請をすること及び当該契約金額は前項に従って補助金の交付額相当分が控除されていることが説明されたものであること。
電力販売の場合	1 電力販売を行う補助対象事業者に対して補助金が交付された上で、補助金の交付額相当分がサービス料金から控除されるものであること。ただし、電力販売を行う補助対象事業者が福島県内に本社を有する企業の場合は、控除額を補助金の交付額の10分の9とすることができる。 2 サービス料金から補助金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について処分制限期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を備えること。 3 太陽光発電システムが設置される住宅の所有者に対して、補助金の交付申請をすること及びサービス料金は前項に従って当該補助金の交付額相当分（電力販売を行う補助対象事業者が福島県内に本社を有する企業の場合は、控除額を補助金の交付額の10分の9とすることも可）が控除されていることが説明されたものであること。

別表3（第7条関係） 交付申請書（第1号様式）に添付する関連書類

1 補助対象経費等計算書（第1号様式別紙1）
2 太陽光発電設備の設備費及び設置工事費が確認できる見積書等
3 蓄電池の設備費及び設置工事費が確認できる見積書等
4 太陽光発電システムの設置前の写真
5 太陽光発電システムを設置する建物の全景写真
6 施工等事業者一覧
7 登録事業プランに係る契約内容がわかる書類
8 補助対象事業により導入した設備について処分制限期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類
9 初期費用ゼロサービス契約期間内の住宅所有者の利用料の合計額から補助金交付額相当分※が控除されることが分かる書類又は利用料金計算表
10 補助金の交付申請をすること及び補助金交付額相当分が住宅の所有者に還元されることが説明されたことが分かる書類
11 申請する年度を含む過去3年分の市税の納税証明書（申請者本人のもの（共有分を含む。）で、発行日が申請日より3月以内のもの）
12 誓約書

13 その他市長が必要と認める書類

※電力販売の場合、補助事業者が福島県内に本社を有する企業である場合は補助金交付額相当分の10分の9とすることも可とする。

別表4（第13条関係） 実績報告書（第10号様式）に添付する関連書類

1	所要額等計算書（第10号様式別紙1）
2	太陽光発電設備の設備費及び設置工事費が確認できる領収書等
3	蓄電池の設備費及び設置工事費が確認できる領収書等
4	太陽光発電システムの設置状況を示す写真
5	太陽光発電システムを設置した建物の全景写真
6	設置した太陽光発電システムの型番を示す写真（契約書に型番の記載があれば省略可能）
7	登録事業プランに係る契約書の写し
8	その他市長が必要と認める書類